

令和6年10月分から し尿収集運搬処分手数料を改定します

将来にわたり安定した、し尿処理サービスを提供するため、令和6年10月1日から「し尿収集運搬処分手数料（汲み取り手数料）」を改定します。

詳しくは下記のとおりですので、手数料の改定について、ご理解をお願いします。

●改定の内容

区 分	収 集 期 間	手数料の額 (10リットル当たり※2)
①改 定 前	令和5年 9月30日まで	67円
②現 行 (激変緩和措置※1)	令和5年10月 1日から 令和6年 9月30日まで	96円 (29円の増)
③改 定 後	令和6年10月 1日から	125円 (58円の増)

※1 急激な負担の緩和のため、令和5年10月1日から1年間は差額を半分とします。

※2 手数料は10リットル単位で計算しますが、1回の収集量が100リットル未満の場合は、100リットルの額になります。

●改定による差額

	100リットル	200リットル	300リットル	500リットル
①改 定 前				
令和5年9月30日まで	670円	1,340円	2,010円	3,350円
②現行(激変緩和措置)	↓	↓	↓	↓
令和5年10月1日から 令和6年9月30日まで (差額)	960円 (290円の増)	1,920円 (580円の増)	2,880円 (870円の増)	4,800円 (1,450円の増)
③改 定 後	↓	↓	↓	↓
令和6年10月1日から (差額)	1,250円 (580円の増)	2,500円 (1,160円の増)	3,750円 (1,740円の増)	6,250円 (2,900円の増)

🏠 裏面もお読みください。

●改定の目的と考え方

人口減少などによるし尿収集量の減少に伴い、し尿処理経費に対する手数料収入の割合は年々低下しており、現在では、50%程度まで減少しています。

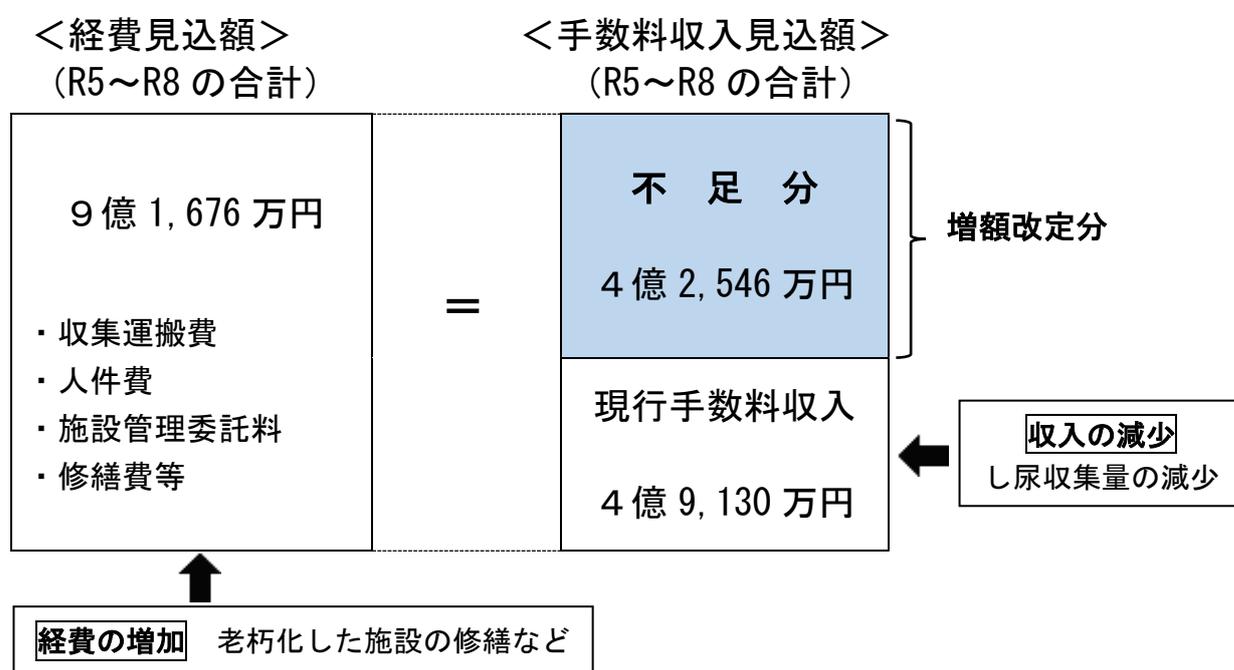
このため、生活関連料金である下水道使用料と同様の目的と考え方により手数料を改定し、受益者負担の適正化を図ります。

【改定の目的】

衛生センター運営に係る経費のうち、し尿処理に要する経費について、受益者負担の原則に基づき、手数料収入により確保するため。

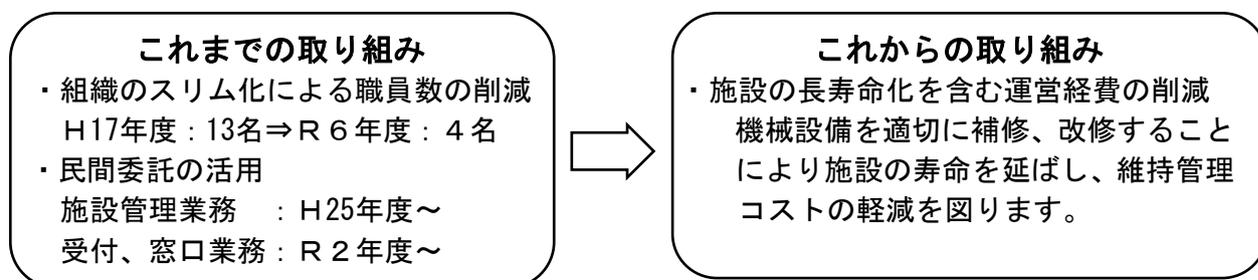
【改定の考え方】

令和5年度から令和8年度までの4年間のし尿処理に要する経費見込額を現行の手数料収入見込額と比較し、その不足分を増額改定するものです。



○施設運営の合理化に向けた取り組み

今後も安定した、し尿処理サービスを維持・継続できるように施設運営の合理化に取り組んでまいります。



【手数料改定に関するお問い合わせ先】

登米市環境事業所 衛生センター

TEL 0220-58-2064

FAX 0220-58-2646